



令和8年度 コンプライアンス動画

教職員のコンプライアンス —信頼にこたえるために—

令和8年6月
教育総務課勤務条件・監察班

研修内容

- 1 懲戒処分に関する規定
- 2 教職員の不祥事の状況
- 3 コンプライアンス推進の取組

懲戒処分(根拠法令)

地方公務員法第33条

職員は、その職の**信用**を傷つけ、又は職員の職全体の**不名誉**となるような行為をしてはならない。

懲戒処分の対象

地方公務員法第29条

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として**戒告**、**減給**、**停職**又は**免職**の処分をすることができる。

- 1 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 教職員の不祥事の状況

平成27年度～令和7年度の懲戒処分件数一覧

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
児童生徒等	性暴力等	1	2	1	6	7	7	2	4	4	2	3
	体罰	1		1	1	1			1	2		
	不適切な言動					1	1		1	3	3	1
職員	わいせつ・セクハラ		2	1	1	1	1			2	1	
	パワハラ等						1					
わいせつ行為		5			2		3					2
服務義務違反		1	4	1	2	1	1	1		3	4	2
交通事犯		3	8	6	8	10	8	5	5	5	8	4
その他		2	5	3	1	1	1	2	3	1		3
管理監督責任		2	3	1	2	1	2	1		1		3
合 計		15	24	14	23	23	25	11	14	21	18	18

<令和7年度における懲戒処分の特徴>

内 容	特 徴	前年比	R6	R7
全体動向	同数(高止まり)	±0件	18件	18件
免職事案	増加	+4件	2件	6件
児童生徒関係	児童生徒性暴力等が3件発生	▲1件	5件	4件
職務外の非違行為	わいせつ、窃盗等の職務外の非違行為が発生	+5件	0件	5件
交通事犯	減少したが、無免許運転や酒気帯び運転が発生	▲4件	8件	4件
管理監督責任	児童生徒性暴力等に関する管理監督責任	+3件	0件	3件

悪質な事案が多数発生。深刻な状況。

懲戒処分の影響①

2 教職員の不祥事の状況

・ 社会的な影響

テレビや新聞に実名で(時には顔写真、住所も)報道される。教職員や学校、教育に対する信頼を失い、教育活動や教育委員会の事業遂行、自身の家族の生活にも影響する。

(イメージ)



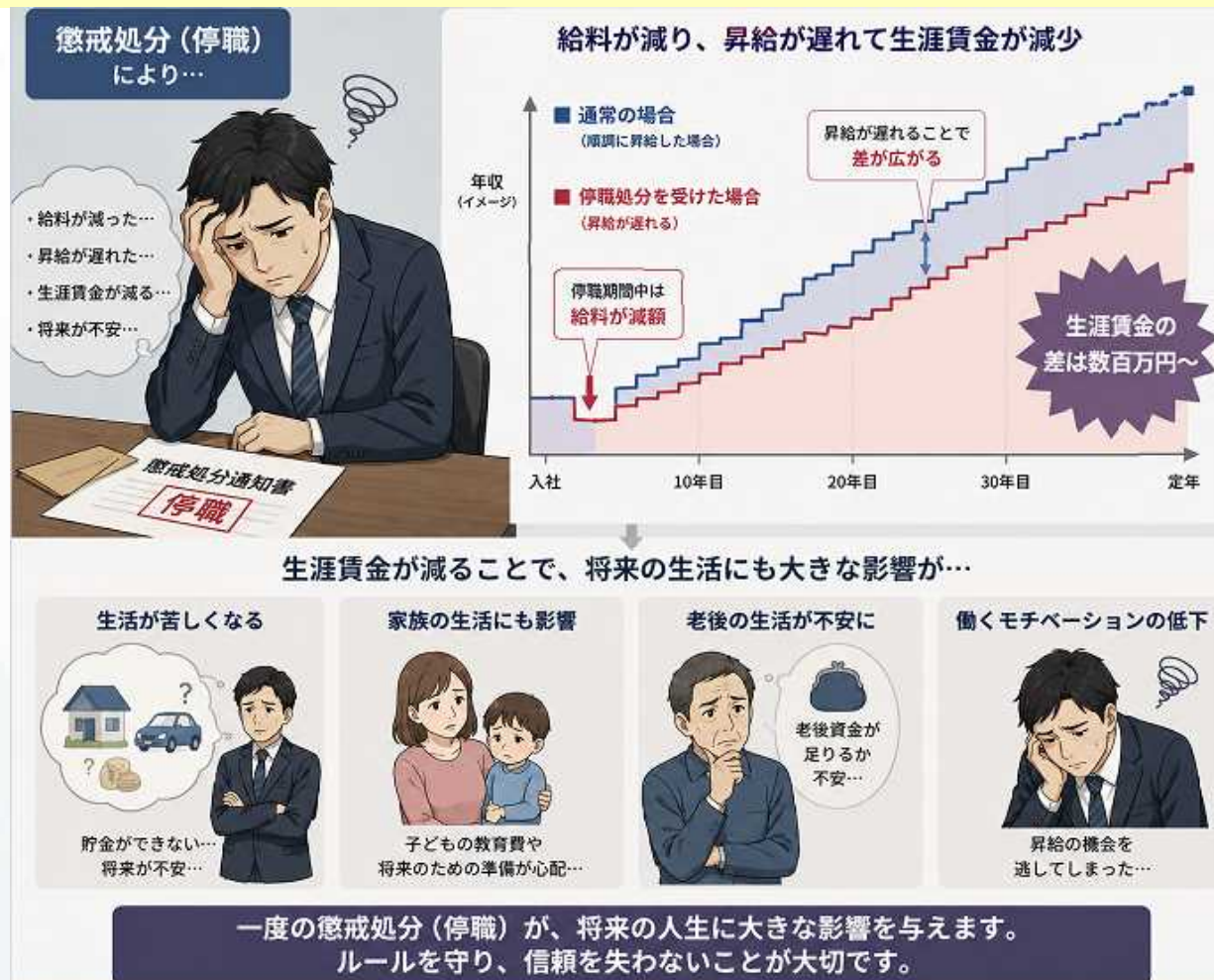
懲戒処分の影響②

2 教職員の不祥事の状況

・ 経済的な影響

免職になると退職手当は不支給となり、年金の減額もある。
停職や減給も、収入は減少し、昇給や期末勤勉手当に影響
するため、生涯賃金にも影響する。

(イメージ)



令和8年度コンプライアンス重点取組

教職員一人一人が、「教育に携わる全ての者は、児童生徒の安全を守り、人格の形成に大きな影響を与えるという極めて重要な職責にある」ことを心に刻み、**教職員の自覚を促し、不祥事を起こさせない風通しの良い組織を目指す。**

具体的取組

3 コンプライアンス推進の取組

●児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

- ・「初動対応マニュアル」実践研修の実施
- ・「体罰・不適切な言動についてのセルフチェックシート」活用
- ・「包括的性教育」実践の研究
- ・任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員への研修
- ・「生徒指導に係る共通ルール」改正の周知徹底

●適正な財務事務執行及び厳正な服務規律確保

- ・研修資料「信頼にこたえる」(本冊、別冊)(令和7年3月改訂)掲載の事例、チェックシートを活用した研修等

●交通事犯・事故の削減

- ・交通安全意識を高めるための研修の実施
- ・研修動画を活用した啓発、関係機関と連携した研修

令和8年度の具体的取組

3 コンプライアンス推進の取組

・「初動対応マニュアル」実践研修

6・7月の不祥事根絶月間において実施(全職員)

・「生徒指導に係る共通ルール」周知徹底

児童生徒が自分事として取り組めるよう県立高校生
徒による啓発ポスター作成、校内掲示



(高校用)



(中学校用)



(小学校用)

生徒指導に係る共通ルール

項 目	従来	R8.4～
児童生徒との携帯電話、SNS等でのやりとり	原則禁止	全面禁止 ・連絡をとる場合、学校の固定電話や学校指定ツール(※)で行う。 ※Cラーニング、GoogleClassroom等、第三者がやりとりを確認できるもの
児童生徒の撮影ルール	明文なし	原則、公的端末を使用 ※学校広報活動、教育活動等に支障がある場合かつ管理職の許可を得た場合に限り、個人所有の撮影機器(スマートフォン等)での撮影が可能。 - 許可を得ていることを腕章等で明示すること、学校のサーバ等に保存後、他の教職員確認のもと私的端末からのデータ削除等が必要。

懲戒処分基準の改正

3 コンプライアンス推進の取組

区分	改正点	理 由
一般 服務	無許可での営利企業等への従事等への処分 (新設)	営利企業等への従事制限の 整理に対応
	事務処理不適正への処分(新設)	明確でなかったため
児童 生徒	児童生徒性暴力等に該当する悪質なセクハラ等を「免職」のみとし、児童生徒性暴力等に至らないものを「停職」～「戒告」とした(変更)	文部科学省「教育職員等による児童生徒等性暴力等防止指針」に対応
	児童生徒とのSNS等のやりとり、自家用車に同乗させる等の行為に「減給」追加(変更)	指導等を受けた後に繰り返した場合の対応
※共通ルール: 自校及び部活動指導等に関わる児童生徒(卒業生(児童生徒又は18歳未満)を含む) ⇔懲戒処分: 他校・他県の児童生徒及び18歳未満の者を含む		
その 他	住居侵入への処分(新設)	標準例がなかったため
	わいせつ・ストーカー行為から「減給」除外 (変更)	非難の度合いが高いため
交通 事犯	自転車による違反も懲戒処分に該当することを備考欄に明記	自転車運転時の罰則強化を受け、注意喚起のため明記

公務員としての普段からの心構え

●非違行為は**必ず発覚**するという意識

- ・警察の捜査
- ・生徒、保護者、家族など関係者の通報
- ・インターネットでうわさになることも

●早い段階で**周囲に相談**する。

- ・一人で抱え込まず報告・相談する(学校相談員制度等を活用。教職員向け「なやみ相談ナビ」を開設予定)。
- ・不都合な事実を隠蔽することで新たな不祥事が発生

●**誠実**に対応

- ・児童生徒(県民)の立場に立った行動をする。

A decorative pattern on the left side of the slide, consisting of overlapping triangles and polygons in shades of blue, green, and purple.

お疲れ様でした。